

産業構造審議会 知的財産分科会「とりまとめ」(案)
に寄せられた御意見の概要と御意見に対する考え方

平成26年2月
特 許 庁

産業構造審議会 知的財産分科会「とりまとめ」(案)に対して、パブリックコメント手続を実施し、各方面から御意見を募集しましたところ、募集期間中に報告書案の内容について寄せられた御意見の概要と御意見に対する考え方は以下のとおりです。

なお、取りまとめの都合上、寄せられた御意見は適宜集約いたしております。
今回、御意見をお寄せいただきました方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

記

1 意見募集の実施方法

- (1) 意見募集期間
平成25年12月25日(水)～平成26年1月24日(金)
- (2) 意見募集の掲載媒体
電子政府の総合窓口(e-Gov)、経済産業省HP及び特許庁HP
- (3) 意見提出方法
電子メール、ファクシミリ、郵送

2 意見募集の結果

意見提出数19件
内訳(団体16件、企業1件、個人2件)

以上

**産業構造審議会 知的財産分科会「とりまとめ」(案)
に寄せられた御意見の概要と御意見に対する考え方**

No.	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方	意見 提出者
第1章 知的財産権を取り巻く現状について			
1	「とりまとめ」(案)は、健全でグローバルな企業活動のためにイノベーションを知的財産権として適切に保護することが重要である点を強調し、制度の多極化や新興国でのアンチパテント的な考え方にも踏み込むなどして、現状の課題を的確に抽出しており、評価できる。	「とりまとめ」(案)の内容を支持する御意見であると理解いたします。	団体
2	第1章、第2章の記述において、具体的な記述は「特許」のみであって、意匠、商標についての具体的な記述は殆どされていない。イノベーションにおけるデザインやブランドの重要性が理解されつつある現状におけるとりまとめとして不十分なものと考える。	御指摘のとおり、第1章及び第2章に意匠、商標についても記述いたします。	団体
第2章 今後の取組みのあり方			
(1) 我が国企業によるグローバルな知的財産権の取得と活用に対する支援			
3	「世界最速・最高品質の特許審査」という文言は不適切であると考え。定義の無い抽象的な文言は意味が不明瞭であり、本取りまとめ自体をあやふやなものにしてしまうからである。	「世界最速・最高品質の特許審査」は、「世界最高水準の知財システム」を実現するために特許庁が取り組むべき施策として表現したものであります。具体的には、特許審査の速さに関して定量的な目標設定の検討を進めるとともに、特許審査の質の維持・向上のための基本原則となる「品質ポリシー」を策定し、その原則に基づき特許審査の質を向上させる取組の充実を進めてまいります。	団体
4	特許庁の審査能力の優れている国が他国の実体審査を受託したり、欧州特許庁がブラジル特許庁に審査実務のトレーニングを行うなどしていることを参考に、我が国企業のグローバルな知的財産権の取得等に資するため、日本特許庁の審査プラクティスを広げていくなどの手立てを講じていくことについて述べていただきたい。	我が国企業のグローバルな知的財産権取得を支援するべく、アジア新興国を含む他国への短期・長期審査官派遣や、アジア新興国の知財人材に対する研修事業の強化等を実施し、新興国における我が国審査手法の一層の浸透を図ってまいります。	団体
5	第2章 今後の取組みのあり方 (1) 我が国企業によるグローバルな知的財産権の取得と活用に対する支援・海外での権利取得や模倣品対策の支援」(P3)について、我が国の産業競争力を国際的に強化し発展させる観点から、特に中小企業等に限定をせず、我が国の企業全般、クリエイター等主体を問わないこととすべきであります。	海外での権利取得や模倣品対策の相談等の支援については、相談窓口やマニュアルの作成等を通じて、中小企業に限定することなく、我が国の企業全般など主体を問わず強化してまいります。 なお、費用助成については、費用対効果を踏まえ、中小企業(個人事業主も含む)を対象としているところです。	団体

No.	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方	意見提出者
(2) 中小企業・地域への支援強化			
6	【第2章 今後の取組みのあり方 (2) 中小企業・地域への支援強化】について 未だ知財に対する取組体制ができていない中小企業においては、専門家による権利取得、審査手続等の相談体制の強化より、まずは経営者の意識改革を図ることが重要であると考えます。それと同時に、中小企業における知財担当者の育成・確保を推進することも重要であると考えます。	知財に対する取組体制が不十分な中小企業に対しては、中小企業からの要望に応じて、知財総合支援窓口専門家による企業訪問や研修等への講師派遣等を行うことにより、経営者の意識改革を図るとともに、知財担当者の育成等を推進しております。 また、「とりまとめ」(案) 9ページ「知的財産を扱う人材の育成」に記載のとおり、企業経営幹部等を対象に、事例を用いて討議を行う実践的な研修を実施してまいります。特に、中小企業については、経済団体等と連携し、「出前型」の講座を各地で実施してまいります。 さらに、工業所有権情報・研修館等の、知的財産人材育成推進協議会の参画機関に対して、中小企業向けの知財研修の整備や拡充を積極的に働きかけてまいります。	団体
7	「第2章 今後の取組みのあり方 (2) 中小企業・地域への支援強化・料金制度の見直し」(P4) について、 我が国の全体の産業発展のため、中小企業を対象とした料金制度の見直しを行うこと自体は賛成ですが、安易な料金見直しにより、無用な出願が乱立し、真に保護されるべき有用な権利への権利付与が遅延し、企業等における調査負担も増加するなど弊害が生じないように料金改定を検討していただきたい。	御指摘のとおり、「とりまとめ」(案) を修正いたしました。	団体
(3) イノベーション促進に資する環境整備等 (オープン・クローズ戦略の徹底含む)			
8	世界最高水準の知的財産情報提供サービスの実現を目指すべきではないかとの方向性が見出されたことについて、ご賛同致します。	「とりまとめ」(案) の内容を支持する御意見であると理解いたします。	団体
章末 (業務運営計画)			
9	何らかの対応を行うことのみが示されるにとどまり、結論を得る時期は記されていない項目も多い。「業務運営計画」(仮称) において、明確に示されることを期待する。	「業務運営計画 (仮称)」において、今後5年間程度の取組みと、その時期を示すよう努めます。	3団体

No.	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方	意見提出者
第3章 具体的な課題と取組み			
＜直ちに具体的な措置を講ずるもの＞			
○「世界最速・最高品質」の知財システム			
・「世界最速・最高品質」の審査の実現			
10	世界最速と最高品質の両方を目指すという方向性について、理想像として強く賛同いたします。 本取組を進めるにあたっては、審査の質の維持および向上を優先しつつ、ユーザフレンドリな審査迅速化を進めていただくようお願いいたします。	特許審査の質の維持・向上のための基本原則となる「品質ポリシー」を策定し、その原則に基づき特許審査の質を向上させる取組の充実を進めてまいります。	団体
11	世界最速の審査が実現されることを要望する。この実現のためには、外国語文献の調査範囲の拡大のみならず、公知例調査の精度を高めて行く必要があり、特許庁が提供する特許情報の早期の整備、充実を要望する。	急増する中韓文献に対応できるよう、日本語によって検索が可能な情報システムを2015年1月の完成を目指し開発中です。また、言語に依存しない特許分類の整備により、公知例調査の精度向上を図ってまいります。	団体
12	海外の制度ユーザが優先的に日本の制度を利用することに意欲を持つような制度に見直すために、まずは信頼される「高品質の審査」に加えて「英語での審査」を導入すべき。 海外の制度ユーザが日本の制度をよく知ることができ活用しやすい環境を作る。	海外特許庁に対する英語での国際出願について、我が国特許庁が1次審査を行える対象国（管轄）を拡大することにより、多くの海外ユーザーに対して我が国特許庁のサービスを提供できる環境を整備してまいります。	個人
13	本取組みにおける「特許の審査基準の見直し」につきましては、基本的な考え方が理解し易く簡潔・明瞭な記載・構成に再編成して頂くと共に、ロジカルで分かりやすく海外の特許関係者に受け入れ易いものとして頂くことを希望します。	御指摘のとおり、審査基準の簡潔・明瞭化、事例・裁判例の充実、我が国審査基準の情報の海外発信は、制度ユーザーにとっての利便性向上につながるものと考えられます。これらの観点に留意して、審査基準の在り方について検討してまいります。	団体
14	複雑で理解しにくい審査基準の在り方などを見直して国内外の制度ユーザが理解しやすい、簡潔明瞭な審査基準に再構築し、英文で発信するとともに審査基準の理解を助けるような事例を充実させる。 これは「新興国へのわが国審査手法の浸透」のためにも必要であり、これを通じて日本のユーザが新興国での権利化しやすい環境を作ることに資する。	御指摘のとおり、審査基準の簡潔・明瞭化、事例・裁判例の充実、我が国審査基準の情報の海外発信は、制度ユーザーにとっての利便性向上につながるものと考えられます。これらの観点に留意して、審査基準の在り方について検討してまいります。	個人
15	国際的に信用され、世界に通用する有用な特許権設定のためには、品質に対しての考え方を世界的に調和する必要があると考えます。 特に、グローバルな特許情報サーチに必要な「国際的な調和を含む特許分類の再整備」につきましては強く支持いたします。	特許分類は検索のための重要なツールと考えており、今後も他庁と協力しての再整備に努めてまいります。 これらの施策を着実に実施するため、あわせて審査体制の整備にも努めてまいります。	団体

No.	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方	意見提出者
16	「世界最速・最高品質」の知財システム（「世界最速・最高品質」の審査の実現）について、技術標準策定過程における仕様書の先行技術文献としての取扱いを明確にし、審査官が先行技術文献に該当する仕様書へのアクセスを容易に出来る環境が整備されることに期待する。	技術標準策定過程における技術文書は、先行技術文献として利用する場合、インターネットでのみ公開されるなど文書の頒布日や頒布対象等が明らかな場合は、通常、先行技術文献として取り扱われます。	団体
17	ユーザーニーズに合わせて適切なタイミングで審査ができるようにしていただきたい（早期審査だけでなく、遅いタイミングでの審査）。また、検討のスケジュールについても明確にしていきたい。 理由：先端的な開発を行い、その成果に基づいて特許出願をしても、権利化期間までに市場動向・製品動向が読めないケースがある。その場合、出願人が本来取得でき、かつ、市場動向・製品動向に合致する権利とは異なる権利しか取れないケースがしばしば発生する。そうするとせっかく取得した特許権が無駄なものとなったり、動向が把握できるまで無駄な分割出願を乱発することになる。	遅いタイミングでの審査については、平成24年度に、1000者へのアンケート調査を含むユーザーニーズの聴取、及び、海外制度の動向調査等を行ったところ、賛否両論があるという報告を受けています。 今後、他社特許監視負担の増大等に対するユーザーの意見を踏まえつつ、検討を深めてまいります。	団体
18	高品質な審査の迅速化を図る為、登録調査機関の登録要件について、独立行政法人工業所有権情報・研修館の研修を終了した者を、現在の「10人以上」から、「3人以上」に要件緩和し、登録調査機関の数を増やして、層を厚くする必要がある。 研修には1人あたり30万円弱の費用と2ヶ月間の期間を要するため、民間の調査業界にとって極めて高いハードルとなっている。 なお、登録の5年後には10人以上とすることの付加要件をつけることも良い。	登録調査機関における調査業務は、審査官が行う先行技術調査の予備的なものであるため、品質の確保及びスケジュールの厳守が重要な要素となります。 過去には、登録調査機関における年度途中の調査員の退職等の不測の事態により調査業務が計画どおり実施できなかった事例も複数見られることから、安定的な調査業務を実施しうる体制として、調査業務従事者10人程度の専従をお願いしているところです。	団体
19	特許侵害訴訟で原告の特許の多数が無効になり権利行使に躊躇するような状況を変えるためには「容易には無効とならない権利」を創出することであり「品質の高い信頼される審査」の実現が必要で「審査の質を上げる」「付与後レビュー制度」などの推進が必要。さらに進めて米国特許法282条のような有効性の推定規定において、権利の安定性を確保すべき。	今後、「強く広く役に立つ特許権」の付与を着実に進めるためにも、特許権の安定性の維持向上は重要であり、安定性をより一層高めるべく、「審査結果のチェック」、「出願人との面接」及び「審査官同士の協議」等の審査の質を向上させる取組の更なる拡充を図るとともに、「付与後レビュー制度」の導入を早期に実現することが重要と考えております。 また、「特許侵害訴訟等における特許権の安定性に資する特許制度」のあり方について検討するため、調査研究をしているところであり、適切な措置の検討を進めてまいります。	個人

No.	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方	意見提出者
・企業の事業戦略に応じた形での特許・意匠・商標の複合的審査の推進			
20	企業の事業戦略に応じた形での特許・意匠・商標の複合的審査の推進 本取組みについて支持、賛同いたします。 ただし、本項の「まとめ審査」については、効果も認められる一方、まとめのための負担も大きい等の問題もありますので、対応する企業との間でまとめ技術の重要性、審査品質、両者の効率を考慮にいて進めていただきたくよろしくお願いします。	来年度に向けて、まとめ審査の利用者等から意見を集めて、事業戦略対応まとめ審査がよりユーザーニーズに沿った施策となるようその運用の見直しを進めております。	団体
・英語による国際出願を対象とする特許庁による一次審査の実施			
21	英語による国際出願を対象とする我が国特許庁による一次審査を歓迎する。国内段階移行後の所定タイミングまで、我が国特許庁における英語による手続きの拡大を期待する。	英語によるPCT国際出願について、英語による国際調査や国際予備審査を年間1200件程度行っています。また、特許出願について英語での審査をすることについては、公開公報が有する技術の公衆への開示機能の観点から、日本語による発明内容の発信が重要であること、また、国民に対して審査プロセスの透明性・公正性を担保することが重要であること等を考慮しながら、幅広いユーザーのニーズを伺い、検討してまいります。	団体
22	英語による国際出願を対象とする特許庁による一次審査の実施 英語による国際出願に対し、特許庁が1次審査(国際特許調査)を行うこととし、その対象国(管轄)の拡大を図ることについて賛同いたします。 特許庁による1次審査(国際特許調査)の対象国の拡大と共に、1次審査(国際特許調査)の結果の品質改善も併せて取り組んでいただくようお願いいたします。	「とりまとめ」(案)の内容を支持する御意見であると理解いたします。 業務負担上の実現可能性を念頭に置きつつ、日系企業の円滑な権利取得の支援を考慮し、通常出願の審査の遅延につながらないよう審査体制の整備をしていく必要がありますが、管轄拡大を図ってまいります。 また、PCT国際出願を対象とした協議の拡充、外国語文献調査の拡充等により国際調査の品質改善に努めてまいります。	団体

No.	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方	意見提出者
○より利便性の高い情報検索環境の構築(コンテンツの充実、意匠の検索環境充実)			
・中国・韓国語文献を日本語で検索できる環境の実現			
23	開発が進められている中国・韓国語文献に関する情報システムにつきまして大変興味がありますので、システムの詳細な内容につきましてご説明を頂ければと思います。	中国・韓国語文献の全文を機械翻訳により日本語で検索、閲覧を可能とするシステムを2015年1月に実現すべく開発を進めているところです。 本システムのリリース時には、過去約10年分の中国・韓国語文献が蓄積されており、リリース後も順次文献を追加していく予定です。 中国文献については、作成した100万語の技術用語の辞書を有効活用することにより、機械翻訳の精度向上を図っているところです。	団体
24	中国における技術文献の提供について、文献の種類としては、特許や実用新案等の公報に限らず、新規性および進歩性の引例となる学術文献等の一般文献も含めて検索できることで、より効果的な情報の活用が出来ると考えております。一般文献についての対応も御検討いただけますようお願い致します。	関係団体と意見交換等を通じてユーザーニーズを適切に把握しつつ、開発の優先度や費用対効果も考慮した上で、検討させていただきます。	3団体
25	より利便性の高い情報検索環境の構築(中国・韓国語文献を日本語で検索できる環境の実現) 中国語文献を翻訳制度の高い日本語で閲覧でき、全文の検索が可能な情報システム開発を加速していただくのは非常に有益であるが、産業界でも中国語文献の翻訳作成を行っているので、重複して無駄が生じないように国と産業界が協力して進めていくことも考えていただきたい。	中国語文献の翻訳に関する国と産業界の協力の可能性については、関係団体と意見交換等を通じて産業界の状況も精査し今後検討させていただきます。	団体
・世界最高水準の知的財産権情報提供サービスの実現			
26	IPDLの充実について(P4、P6) 今後とも、出願数が増加するだろう中国・韓国等主要新興国の特許文献を高い精度で日本語に翻訳し、閲覧および全文検索ができるシステムは、日本企業にとってのメリットも大きいものであり、開発を加速していただきたい。 まだ機械翻訳による翻訳精度には限界があることが想定されることから、例えば、日本の成長戦略分野などに限っては、翻訳精度を高めるために人為的な翻訳も並行して進めることも検討すべきである。 中国・韓国以外のロシア、スペイン、ポルトガルなどの言語に対する準備も早期に開始すべきである。	中国及び韓国の特許文献については、全文機械翻訳を行うことにより、閲覧及び検索を可能とするサービスを提供する予定です。中国の特許文献については、引き続き、人手翻訳により作成した全分野の和文抄録を提供していく予定です。中国・韓国以外の新興国言語への対応については、出願動向等も考慮しつつ今後検討させていただきます。	団体

No.	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方	意見提出者
27	「中国における技術文献公開から1か月以内に翻訳文の閲覧・検索を可能とする」(6頁)とあるのは、タイムラグから推察すると人手によるマニュアル翻訳でしょうか？ もしそうであれば、以前からの特許庁と事業者との取り決めに従い、特許庁コンテンツとして、当該翻訳文をIPDL運用主体への提供時期と同等のタイミングで民間事業者提供に提供願います。もし機械翻訳であれば、原文コンテンツを提供願います。	「中国における技術文献公開から1か月以内に翻訳文の閲覧・検索を可能とする」サービスは、機械翻訳によって提供する予定です。 なお、中国語文献の原文コンテンツの提供については今後検討してまいります。	企業
28	欧米が推進する新しい特許分類であるCPCについては、外国文献の特許検索においてその重要性が急速に高まっており、「特許検索ポータルサイト」のようなIPCやFIからの特許分類コンコーダンスツール、CPC分類検索ツールの拡充、およびそれらの高頻度のメンテナンス運用をお願いしたい。	御指摘のとおり、CPCについての情報を提供することは重要であると認識しており、弊庁HPに掲載しております「国内外の分類の対応関係参照ツール」において、IPC又はFIと横並びでCPC分類表を照会できるようにしております。今後も、機能の拡充や掲載内容のアップデートに努めてまいります。	団体
29	グローバルな視点で特許情報を入手するニーズが高まっており、EPO、USPTOなどが提供している特許情報とIPDLが相互にリンクされることを要望する。	関係団体と意見交換等を通じてユーザーニーズを適切に把握しつつ、開発の優先度や費用対効果も考慮した上で、検討させていただきます。	団体
30	パテントファミリー情報について、PCT出願から日本へ国内移行がなされているか否かの情報は日本で事業を行なうに際して非常に重要となりますので、下記情報の追加を検討していただけますようお願い致します。 ○日本を指定国に含むPCT出願について、日本への国内移行の有無に関する情報のIPDLにおける提供。(現時点ではEXCELファイルにて提供) ○PCT出願の国内“不”移行情報、および、手続を行わなかったこと等による国内権利消滅についての早期情報提供。	関係団体と意見交換等を通じてユーザーニーズを適切に把握しつつ、開発の優先度や費用対効果も考慮した上で、検討させていただきます。	団体
31	「権利が有効な内外の商標や意匠に関する情報提供」というが、具体的にどのような情報をどのような手段で提供するのか不明である。意匠情報としては、IPDLで閲覧可能な「公知意匠」情報の拡大(著作権の制約の撤廃)、外国登録意匠の日本語による検索を可能とすることを希望する。	関係団体と意見交換等を通じてユーザーニーズを適切に把握しつつ、開発の優先度や費用対効果も考慮した上で、検討させていただきます。	団体
32	現在、権利化されなかった商標や商標権が失効した商標については、一定期間が経過すると商標出願・登録情報の検索対象から除外されています。これら情報も商標登録の可能性を見極めるための貴重な情報でありますので、検索対象としてこれら情報を削除されないよう望みます。	関係団体と意見交換等を通じてユーザーニーズを適切に把握しつつ、開発の優先度や費用対効果も考慮した上で、検討させていただきます。	団体

No.	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方	意見提出者
33	現行のIPDLの経過情報検索(商標)において、拒絶理由、拒絶査定について詳細な情報が掲載されておられません。例えば、根拠条文や、引用商標などを掲載して頂ければ、経過情報に記載されている内容の理解が容易になります。	関係団体と意見交換等を通じてユーザーニーズを適切に把握しつつ、開発の優先度や費用対効果も考慮した上で、検討させていただきます。	団体
34	現行のIPDLでは、商標に関して審査書類情報照会がございません。「審査・審判関連情報の外部への提供」が実現されれば、大変有意義であります。	関係団体と意見交換等を通じてユーザーニーズを適切に把握しつつ、開発の優先度や費用対効果も考慮した上で、検討させていただきます。	団体
35	IPDLにおいて、商標出願・登録情報や称呼検索で検索した各商標の閲覧画面からその商標の経過情報のデータへのリンクがあれば、大変使い勝手が向上するものと思います。(特許では公報テキスト検索の各特許出願の閲覧画面に経過情報のリンクボタンがあります。)	関係団体と意見交換等を通じてユーザーニーズを適切に把握しつつ、開発の優先度や費用対効果も考慮した上で、検討させていただきます。	団体
36	商標登録出願を行ってから、現行のIPDLにデータが反映されるまでに相応の期間(約2カ月)を要します。我々ユーザーがより正確な情報を得るため、よりタイムリーな情報提供を希望致します。	関係団体と意見交換等を通じてユーザーニーズを適切に把握しつつ、開発の優先度や費用対効果も考慮した上で、検討させていただきます。	団体
37	現行のIPDLの商標検索結果表示画面において、検索された各商標に関する詳細な情報をすぐに把握することができません。例えば、商標の態様(イメージの表示)、指定商品区分、指定商品、出願人(権利者)の項目が挙げられます。これら情報を検索結果表示画面に表示して頂けると、検索された各商標の詳細な情報を個別に確認する必要がなくなり、我々ユーザーの負担が軽減されます。	関係団体と意見交換等を通じてユーザーニーズを適切に把握しつつ、開発の優先度や費用対効果も考慮した上で、検討させていただきます。	団体
38	世界最高水準のサービス提供について、新サービスの提供順序などに関しては、早急な実現を希望するサービスも下記のように多々ありますので、具体的に推進する際には、ユーザーニーズを十分ご配慮いただきながら進めていただきたくよろしくお願いいたします。 早期に実現を希望するその他の新サービス例 ー経過情報のリアルタイム提供(生死、譲渡、年金支払、特許原簿情報等) ー提供データの項目拡充、XMLダウンロードの促進 ーAPIの提供、など	関係団体と意見交換等を通じてユーザーニーズを適切に把握しつつ、開発の優先度や費用対効果も考慮した上で、検討させていただきます。	団体

No.	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方	意見提出者
39	「世界最高水準の知的財産権情報提供サービスの実現」(P6)において、公報等一括ダウンロードサービスの開始やパテントファミリー情報の参照機能など、現行IPDLよりもより高水準のサービスが検討されることが記載されております。これらについては、中国・韓国文献についても同様のサービスを行なっていただくようお願い致します。	関係団体と意見交換等を通じてユーザーニーズを適切に把握しつつ、開発の優先度や費用対効果も考慮した上で、検討させていただきます。	団体
40	現行のIPDLの検索結果から必要な案件の情報のみを選択でき、また、検索結果をエクセルなどのファイル形式でアウトプットできるようにして頂ければ、当該作業が効率化でき、ユーザーの負担が軽減されます。	関係団体と意見交換等を通じてユーザーニーズを適切に把握しつつ、開発の優先度や費用対効果も考慮した上で、検討させていただきます。なお、現行IPDLにおいても右クリックによる検索結果のコピー及びエクセルなどのファイル形式への貼り付けが可能です。	団体
41	表示されたパテントファミリーの各国対応特許について、さらに各国特許庁の特許情報サイトへのリンクは作成されるのでしょうか。また、各国対応特許について、リンクによる特許文献の直接ダウンロードは可能になるのでしょうか。	新サービスの検討が具体化した段階で周知します。なお、関係団体と意見交換等を通じてユーザーニーズを適切に把握しつつ、開発の優先度や費用対効果も考慮した上で、検討させていただきます。	団体
42	特許公報等の一括ダウンロードサービスについて、サービス内容に関する詳細な情報を頂きたいです。具体的には、以下に関する情報の提供をお願い致します。 ・一括ダウンロード可能な特許文献の件数 ・一括ダウンロード可能な特許文献の種類 (公開公報、特許公報、公表公報、再公表公報、国際公開公報、審査書類等) ・ダウンロードのファイル形式 また、そのほかの改良点につきましても、もし可能であればご教示頂けると幸いです。	新サービスの検討が具体化した段階で周知します。なお、関係団体と意見交換等を通じてユーザーニーズを適切に把握しつつ、開発の優先度や費用対効果も考慮した上で、検討させていただきます。	団体
43	IPDLの新サービスの提供時期につきまして、もし既に決まっているようでしたら具体的にその時期をご教示頂きたいです。	新サービスの検討が具体化した段階で周知します。	団体
44	新サービスは現在のIPDLを改善することにより開発が進められるのでしょうか。または、全く新しい情報システムを構築することになるのでしょうか。	新サービスの検討が具体化した段階で周知します。	団体

No.	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方	意見提出者
45	「事業者が使用しようとする～画像マッチング技術等～ツールの早期提供」(6頁)とありますが、特許庁が「民間事業者」に画像操作ツールを早期に提供する趣旨でしょうか？それとも、IPDL等で特許庁が「一般公衆」に画像操作ツールを早期に提供する趣旨でしょうか？もし後者であれば、官民ベストミックスにおける官の役割から逸脱していると考えます。	本分科会意匠制度小委員会報告書において、画像デザインに関連する事業者の方々向けの登録意匠のクリアランスツールを平成27年度中を目指して提供することとされており、必要な準備を行ってまいります。 なお、民間の情報提供事業者の方々によって、付加価値の高い知財情報が広く提供されることは重要な意義を持つものと考えておりますが、他方、商用DB事業者の方に限らず、中小企業や個人等についても、国内外の知財情報のうち基本的な情報に容易にアクセスできる環境を整備することは、国の責務と考えております。いずれにしましても、官民の役割分担に留意してまいります。	企業
46	「検索結果ランキング表示機能等の追加を検討」(6頁)とありますが、官民ベストミックスの役割分担から逸脱していると考えます。平成15年「産業財産権情報利用推進委員会」の報告にある通り、官(特許庁)は正確な一次データの提供、民間はそれに付加価値をつけるのが役割であることは、庁と民間事業者との間で確認されてきたところで、既に民間事業者によってランキング等の機能は提供しているところ、後追いでIPDL等による無料の官製サービスは重複提供に他なりません。	民間の情報提供事業者の方々によって、付加価値の高い知財情報が広く提供されることは重要な意義を持つものと考えておりますが、他方、商用DB事業者の方に限らず、中小企業や個人等についても、国内外の知財情報のうち基本的な情報に容易にアクセスできる環境を整備することは、国の責務と考えております。いずれにしましても、官民の役割分担に留意してまいります。	企業
47	「より良い利便性の高い情報検索環境の構築」で取り上げている「中国韓国文献の日本語検索」「世界最高水準の知財情報提供サービス」「各国制度情報の収集と提供強化」「技術動向調査情報発信強化」は有効であり「諸外国の知財制度で生じている課題への対応」も重要である。ただし、いかに制度ユーザに役に立ち、制度ユーザが利用しやすいものになるか、その活用方法についての周知が重要。	現在、特許庁から提供する各種サービスにつきましては、インターネット、パンフレット及び地方経済産業局のメールマガジンなど様々なチャンネルを通じて、周知を図っております。 今後、特許庁やINPIT等主催のイベント等における新たな周知方法も検討してまいります。	個人
・特許庁による各国制度情報の収集及び提供の強化			
48	特許庁による各国制度情報の収集及び提供の強化「新興国等知財情報データバンク」について、特に、判決例等の情報をもっと充実させることを希望します。	判例・審決例に関連する情報についても整備してまいります。	団体
49	各国制度情報の収集及び提供の強化について、アジア・ASEAN地区を含む各国の制度、統計情報の詳細情報の入手は推進いただきたくお願いいたします。	各国の制度情報に加え、統計情報についても整備してまいります。	団体

No.	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方	意見提出者
・「技術動向調査」の更なる拡充とその情報発信強化			
50	技術動向調査の対象範囲を中国等の新興国に広げることは、国内企業に大きなメリットがあり、ぜひ推進していただきたい。 その際、調査に関するノウハウを国内の場合以上に開示していただくことを要望する。 また、現在の技術動向調査は概してマクロ的な調査に留まりがち。例えば、特定の主要企業といったミクロな調査等を含むことにより、充実した調査になると期待できる。	技術分野の重要性等に応じて、中国等の新興国に対象範囲を広げることは、国内企業にとって有意義であると考えておりますので、検索式など調査に関するノウハウを含め、ユーザーの参考となる情報を今後も公開してまいります。 また、従来より、主要企業別の出願動向等のミクロ調査を調査項目として採用しており、今後も当調査項目を実施してまいります。	団体
51	「技術動向調査」の更なる拡充とその情報発信強化について支持・賛同する。 こうした調査結果の公開方法など具体的事項については、各種要望、課題もあると考えるので、推進にあたってはユーザー意見のご配慮もいただきたい。	「とりまとめ」(案)の内容を支持する御意見であると理解いたします。 なお、調査結果の公開方法等については、ユーザーの御意見にも配慮した上で、インターネット、報告書、パンフレット、講演等、様々な場面でどのような情報発信ができるか検討してまいります。	団体
・知的財産制度に関する発信の強化			
52	知的財産制度に関する発信の強化について支持・賛同いたします。	「とりまとめ」(案)の内容を支持する御意見であると理解いたします。	団体
○中小企業が知的財産を創造・保護・活用する際の支援			
・専門家が相談に応じてくれる窓口機能の強化			
53	【第3章 具体的な課題と取組み＜直ちに具体的な措置を講ずるもの＞】について 事業経営全体の視点から相談に応じられる体制を整備するためには、企業等における知的財産に関する実務に精通した者の知見も有効活用すべきであると考えます。 例えば、「知財総合支援窓口」における知財専門家として、弁理士・弁護士はもとより、中小企業診断士、技術士、企業や支援機関等において知的財産に関する実務経験を有する者（一級知的財産管理技能士等）も積極的に活用すべきであると考えます。	現在、知財総合支援窓口における知財専門家として、弁理士、弁護士、中小企業診断士、技術士、企業OB等にご協力いただいております。今後も更にこれら知財専門家の積極的活用に取り組んでまいります。 なお、平成26年度からは、知財総合支援窓口において、技術力のある中小企業等に対して、積極的に訪問し相談を行う、知財アドバイザー（企業OB等の知財専門家）の派遣も開始する予定です。	団体

No.	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方	意見 提出者
54	専門家が相談に応じてくれる窓口機能の強化について、相談を受ける側もビジネスの視点から十分なアドバイスができるための知識や経験を有することが必要であり、相談を受ける側の育成や専門家間の連携といった施策を併せて展開する必要があると考えます。 優れた技術を有していて、知財の活用そのものに思い至らない中小企業も多いと考えられ、これに対して積極的に働きかけるしくみづくりを行うという施策についても賛同いたします。企業OBの活用については、一歩踏み込んでその会社の知財戦略の立案等の助力をすることも有用な施策であると考えます。	「とりまとめ」(案)の内容を支持する御意見であると理解いたします。	団体
55	「専門家が相談に応じてくれる窓口機能の強化」(7ページ)に関しては、個別具体的な発明等の出願業務にとどまらず、いわゆる知的財産法(知的財産基本法2条2項所定の知的財産権を直接根拠付ける法律)が重畳的に絡む案件や、さらに知的財産法の枠を超えた広がりを持ち、より大局的な法的判断が求められる新規ビジネスの戦略立案など総合的な法務能力を要する案件など種々の相談内容がある中で、「どのような専門家にその相談対応を依頼するのがもっとも相談者(ユーザー)にとって適切であるのか」という点で、窓口担当者の相談案件の仕分け能力が、窓口機能の強化の重要なポイントであることを指摘しておきたい。	ご意見のとおり、知財総合支援窓口の機能強化には、窓口支援担当者の相談案件の仕分け能力の向上が重要であると認識しております。 平成25年度においては、窓口支援担当者に対して、相談案件の仕分け能力の向上を目的に、出願関係の支援にとどまらず、不正競争防止法や著作権等に関する研修を実施するとともに、全国の各窓口における効果的な専門家の活用事例等を情報共有しております。 また、平成26年度には、日本弁理士会や日本弁護士連合会との協力を強化していく予定です。 今後とも、研修内容の見直しや、効果的な支援事例の検討など、さらなる窓口支援担当者の能力向上に積極的に取り組んでまいります。	団体
56	法律を根拠とする「知財支援テラス」(仮称)を設置して、中小企業等の知財活動を強力に支援する活動を、全国的に展開すべきである。	中小企業等の知財活動への支援は重要な課題であると考えております。「知財総合支援窓口」や各種の中小支援施策と連携しながら、中小企業に役立つ効率的・効果的な仕組みを検討してまいります。	団体
・グローバルに展開する中小企業の知的財産の権利化支援、模倣品対策			
57	グローバルに展開する中小企業の知的財産の権利化支援、模倣品対策について支持、賛同いたします。	「とりまとめ」(案)の内容を支持する御意見であると理解いたします。	団体

No.	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方	意見提出者
58	海外現地での侵害対策支援と拡充は、中小企業からの申し入れを受けてのバックアップにとどまらずJETRO等による侵害調査と通知等より積極的な施策も期待します。	現地調査機関を活用した侵害調査支援を引き続き実施するとともに、頂いた御意見を踏まえつつ、JETRO等による海外現地での侵害対策支援を積極的に実施してまいります。	団体
その他			
59	中小企業に対する高度な技術支援と生産基盤強化のため、産官学の共同研究を積極的に推進し、国が持つ技術や特許権を有効に活用できるシステムを構築する。 また、中小企業が知的財産を活用する際の支援については、一方的に情報を流すというだけではなく、実効性のあるサポート体制を構築する必要がある。	経産省として、産官学の共同研究を引き続き推進してまいります。 国に帰属している知的財産権については、各省庁において実施権を設定する等、その活用を図っています。例えば、経済産業省では以下のウェブサイトにおいて、経済産業省保有の特許リストや中小企業等への低廉実施許諾の概要について紹介しています。 URL: http://www.meti.go.jp/policy/tech_promotion/patent.htm また、中小企業が知的財産を活用する際の支援については、知財総合支援窓口を通じて、知財制度や支援施策の紹介・説明だけでなく、個々の中小企業の知財の課題について、解決に結びつくように専門的な助言を実施してまいります。	団体
60	大学の知財支援活動や中小企業の知財支援については「知財本部・TLO」「知財総合窓口」への資金と人材を増加することが必要であり、かつ意欲ある若手の人材が意欲持って参画できる環境を作るべき。(韓国ではこのような若手投入の取り組みで成功している)。 大学発の技術シーズの事業化は大学自体で進めることはこれまでの経験上難しく、文部科学省がはじめた「大学発新産業創出拠点プロジェクト」のような学外に「専門事業プロモーター」を作り、これらに目利きをしてもらい事業化を進めるような新しい取り組みが必要。 さらに、事業化の成功には事業を成功に導く力あるプロデューサーの掘り起こしが必要。	大学の「知財本部・TLO」に対する支援については、経済産業省、文部科学省と連携しつつ、研修による人材育成など人材面での支援を検討してまいります。 また、知財総合支援窓口では、平成26年度の予算額を2.4億円増額し、全国47都道府県全ての知財総合支援窓口に弁理士・弁護士を配置し、相談体制の強化を図る予定です。	個人
○知的財産を取得する際の料金制度の検討			
61	知的財産を取得する際の料金制度の検討について、賛同いたします。ただし、料金見直しの方向が中小企業以外の者の負担増とならないような工夫検討の程、お願いします。	御指摘のとおり、「とりまとめ」(案)を修正いたしました。	団体

No.	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方	意見提出者
62	知的財産を取得する際の料金制度の検討について、付与後異議申立により登録が取り消されたときは、商標登録料の返納を希望します。登録料納付後、間もなくして付与後異議申立で登録が取り消された場合、決定を不服として知財高裁で争うことができない以上、商標権者の負担が一方的に大きいように感じざるを得ません。	頂いた御意見につきましては、今後の料金制度検討の際に参考にさせていただきます。 なお、異議申立により登録が取り消された場合、その処分の取消を求めて知的財産高等裁判所に出訴することは可能です(商標法第63条等)。	団体
63	大学発ベンチャー等は長期間少ない営業資金で運用する中、特許費用を現金で支払うのが苦しい状況にあります。新株予約権等何らかのベンチャーに適した料金の支払い方法を認めていただきたいと存じます。	御指摘のとおり、大学発ベンチャー等の資金制約に直面する企業等への支援は重要な課題と認識しております。 新株予約権等による特許料等の納付につきましては、経済的価値の評価が困難なことから、納付手段としては認めておりません。 なお、昨年成立した産業競争力強化法では大学発ベンチャー等を含む中小ベンチャー企業・小規模企業について、国内・国際出願にかかる料金を1/3へと軽減する措置を導入したところです。本措置の利用状況も踏まえつつ料金制度の検討を行ってまいります。	団体
○知的財産の活用促進			
・知的財産を企業経営に組み込む取組みの推進			
64	知的財産を企業経営に組み込む取組みの推進の検討方向としては賛同いたします。 ただし、知的資産経営とは何かという本質的なところについても、議論を成熟させる必要があります。また、方法論としても種々考えられるので、今後の課題としてとらえ十分検討頂きたいと思います。	「とりまとめ」(案)の内容を支持する御意見であると理解いたします。 なお、知的資産経営の方法論については、今後、更に議論を深めていくとともに、普及啓発活動を推進してまいります。	団体
65	企業の知財部門の強化のために企業の知財活動の実態について把握・検証する機会を作るとともに、さらに「企業経営幹部や経営企画部門の管理職などへの知財戦略を踏まえた経営戦略に関する実践的な研修」を進めるべき。	企業の知財活動の実態について把握するための機会として、特許庁では、企業等の最新の知財活動の実態を調査・分析し、我が国企業等へ還元することを目的として、平成24年度より「知的財産国際権利化戦略推進事業」を行っております。また、「とりまとめ」(案)9ページに記載のとおり、企業経営幹部や経営企画部門の管理職等を対象に、国内外企業の経営戦略において知的財産が重要な役割を果たした事例を用いて討議を行う実践的な研修を実施してまいります。	個人

No.	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方	意見提出者
66	「特許などの無形資産の見える化」などして知財の経営資源化を進めるべき。	特許権など無形資産を把握し、それを「見える化」することで、企業の内部・外部における経営活動に活かしていく知的資産経営を、知的資産経営WEEKの開催等により関係団体と連携しながら推進してまいります。	個人
67	企業知財を活性化するために、企業知財部門と専門家の弁理士との役割分担の見直しを推奨し両者の関係を強化し両者の活動の相乗効果を期待すべき。	企業知財部門と弁理士との役割分担については、知財部門の規模等によって、その在り方は様々であると考えられます。 したがって、今後、「知的財産国際権利化戦略推進事業」(平成24年度より実施)を活用することも含め、その実態を調査・分析することを検討してまいります。	個人
・イノベーションを加速するための知的財産の活用促進			
68	イノベーションを加速するための知的財産の活用促進として、知財ビジネスマッチング活動支援は支持、賛同いたします。 ただし、知的財産の活用促進策としての知財ビジネスマッチングは、以前から行われている活動であり、中小企業が大企業や大学の特許権を事業に有利に活用するためにはどのような支援やフォローが更に必要なのかについて、過去の活動事例の反省も含めてより実効的で具体的な施策を検討していただく事を期待します。	「とりまとめ」(案)の内容を支持する御意見であると理解いたします。 御指摘いただいた点につきまして、これまでの事例調査や関係者ヒアリング結果等を踏まえ、知財ビジネスマッチング活動における成果拡大に向けた取組の検討を行ってまいります。	団体
・研究開発プロジェクト等への支援			
69	中小企業等のみではなく、日本版NIHにおいて創出されるイノベーションを適切に保護するために、知財専門家のサポート強化が必要である点について、述べていただきたい。	「日本再興戦略」(2013年6月14日閣議決定)における「日本版NIH」を含む公的機関から資金が投入された研究開発プロジェクトに対して、知的財産プロデューサーを引き続き派遣し、イノベーションの創出を支援してまいりますので、第3章において、「研究開発プロジェクト等への支援」を記載しました。	団体

No.	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方	意見提出者
○利用しやすい知的財産を目指した法制度の見直し			
・第三者の知見を活用した品質向上のための特許権の「付与後レビュー制度」の導入			
70	第三者の知見を活用した品質向上のための特許権の「付与後レビュー制度」の導入に関しては賛同します。 運用にあたっては過去に議論された権利行使時期の実質的遅延という問題が発生しない様、早期審理の運用や、審判官数の充実など、運用体制作りなどの検討もいただきたい。	御指摘のとおり、運用にあたっては、人的資源の適切な配分や業務の効率化を含め、適切な審理が速やかに行われるよう努めてまいります。	団体
71	付与後レビュー制度は、平成15年改正法により廃止された特許付与後の異議申立制度と実質的に同一の制度を復活させるものであり、同改正法の趣旨に反する。付与後レビュー制度を導入するためには、廃止された異議申立制度について指摘されていた弊害を解消する対策を併せて整備すべき。	平成15年当時に比べ、国際出願の件数が倍増するなど、我が国企業の海外展開が進む中、強く安定した権利の早期設定へのニーズはより高まっています。 一方、平成15年改正により廃止された異議申立制度に代わって、当初増加するものと想定されていた無効審判制度の利用について、手続負担の大きさもあり、その増加は改正直後の一時的なものにとどまったことや、近年の特許審査の迅速化により、第三者から情報提供を受ける機会なく特許される件数が急増していることなどから、制度利用者から瑕疵ある特許権の増加が懸念されているところです。更に、中国・韓国の公報等の先行技術調査の対象となる文献が急増する中、特許庁の審査を補完するための第三者の知見の活用がますます重要になっています。 今回提案されている付与後のレビュー制度は、平成15年法改正後のこれらの状況変化を踏まえ、申立人の手続関与を強化しつつ、権利者の負担軽減・防御機会の充実にも配慮するなどの工夫を加えた新たな制度として検討されています。平成15年法改正の際に指摘されていた問題については、今後、運用面の詳細な検討を行う中でも、更にその対策を講じてまいります。	団体
・特許権を取得する際の手続に関する救済規定の整備			
72	特許権を取得する際の手続に関する救済規定の整備については主要国間で制度を合わせる意味で賛成いたします。 ただし、権利者からは実際の必要性が薄いわりに第三者の負担が増えるという問題は払拭されておらず、経過情報のリアルタイム情報提供などの運用面において十分考慮された進め方をお願いしたいと考えます。	「とりまとめ」(案)の内容を支持する御意見であると理解いたします。 なお、第三者の監視等の負担に対する御意見については、今後、必要に応じて検討してまいります。	団体

No.	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方	意見 提出者
・一度の手続きで複数国での審査が受けられるハーグ協定への加入に向けた取組み			
73	ハーグ協定ジュネーブ改正協定加入に向けた意匠制度改正を速やかに実施されるとのとりまとめに感謝するとともに、必ず実施して頂きたい。この制度改正においては、制度利用者にとってメリットが出るような制度を実現して頂きたい。 また改正後の制度運用について、できるだけ早急に具体的内容を明確化して頂くことを希望する。	「とりまとめ」(案)の内容を支持する御意見であると理解いたします。御意見を踏まえ、ハーグ協定のジュネーブ改正協定への加入に向けて対応を進めてまいります。 具体的な運用につきましては、産業界及び実務家の参画を得つつ、意匠審査基準ワーキンググループにおける検討を進めます。	団体
74	利用しやすい知的財産を目指した法制度の見直し・一度の手続きで複数国での審査が受けられるハーグ協定への加入に向けた取組みについて加入に向けて検討をすすめること自体には異論はありません。 しかしながら、具体的な制度案について、直接的に影響のある企業、関連企業ならびに団体などの関連産業界に対して、十分な説明がされておらず、十分に理解を得られていない状況であります。この状況下において、2014年初旬を目途とした期限ありきの進め方には明確に反対します。もっと、我が国における関連産業界の意見を聞くべきであり、慎重な議論と検討を求めます。	御指摘のとおり、具体的な運用につきましては、産業界及び実務家の参画を得つつ、意匠審査基準ワーキンググループにおける検討を進めてまいります。国際出願から我が国での登録設定がされるまでの注意点や留意事項をわかりやすく記載したガイドラインの作成、特許庁ホームページへの掲載、各地での説明会開催等を通じて、国際出願に係る手続を周知徹底します。	団体
75	一度の手続きで複数国での審査が受けられるハーグ協定への加入に向けた取組みについて支持、賛同いたします。 制度利用者としては、ビジネスがグローバル化し、また、模倣品問題が横行する中、コスト、人的工数が少なく多くの国へ権利確保できることは強く希求するところであります。	「とりまとめ」(案)の内容を支持する御意見であると理解いたします。 御意見を踏まえ、ハーグ協定のジュネーブ改正協定への加入に向けて対応を進めてまいります。	団体
・地域を活性化させるための地域ブランドの担い手拡充			
76	地域を活性化させるための地域ブランドの担い手拡充に関してまとめ案と同意見であり支持、賛同いたします。	「とりまとめ」(案)の内容を支持する御意見であると理解いたします。 地域の活性化に向け、より多くの方に地域ブランドの担い手となっていただくため、必要な制度改正を速やかに実施できるよう検討を続けてまいります。	団体

No.	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方	意見提出者
・「色」や「音」等の新しいタイプの商標の保護の導入			
77	新しいタイプの商標について、業界内において何が商標なのかを巡る混乱が生じないよう、定義規定において、新商標の定義を具体的に例示する必要があります。 また、類似範囲を巡る無用な紛争が生じないよう、導入される新商標のそれぞれにつき、類否判断についての明確な基準を設け、かつ、限界事例等の具体例を盛り込んだ審査基準を、できるだけ早期に作成する必要があります。 作成した審査基準を、新しいタイプの商標保護を盛り込んだ改正法が施行される前の十分早い時期に公表し、業界内における周知徹底を図ることが望まれます。	新しいタイプの商標については、産業構造審議会知的財産政策部会（現・知的財産分科会（平成25年7月の審議会組織見直しにともなう名称変更））商標制度小委員会の報告書（『新しいタイプの商標の保護等のための商標制度の在り方について』）に記載されているとおり、新しいタイプの商標に係る具体的な類否の判断基準等については、商標審査基準ワーキンググループにおいて検討を進めることとしております。 そして、策定された審査基準については、説明会や特許庁HP等による公表を通じてその周知徹底を図ってまいります。	団体
78	「色」や「音」等の新しいタイプの商標の保護の導入に関してまとめ案と同意見であり支持、賛同いたします。	「とりまとめ」（案）の内容を支持する御意見であると理解いたします。 「色」や「音」等の新しいタイプの商標の保護の導入に必要な制度改正を速やかに実施できるよう、検討を続けてまいります。	団体
・専門家の質を向上させるための弁理士制度の見直し			
79	専門家の質を向上させるための弁理士制度の見直しについて支持、賛同いたします。 ただし、制度改正のみにとらわれず、日本の産業を支える中小企業の発展に真に寄与するように、高い視点で彼らの知財を強化することができるような弁理士を育てられるような体制の強化を含めて見直しを図っていただくことが重要であると考えます。	「とりまとめ」（案）の内容を支持する御意見であると理解いたします。中小企業の発展に寄与する体制の強化については、日本弁理士会が実施する研修に中小企業支援制度に関する内容を拡充する見直しを行う予定であり、制度改正以外の面でも、中小企業の発展に寄与する見直しに引き続き取り組んでまいります。	団体

No.	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方	意見提出者
○知的財産を扱う人材の育成			
80	知的財産戦略を踏まえた経営戦略を推進するためには企業経営幹部が重要な役割を果たさなければならないという点については賛同いたします。 但し、座学形式の教育だけで十分かどうかについては疑問もあるところであり、継続して検討することが必要であると考えます。 更に、司法試験から「知的財産法」を含む選択科目を除外という案が提出されたこと自体深く憂慮をしています。知的財産立国を国をあげて目指す中、全官庁含めて是非、我が国知的財産政策の後退につながらないように対応をお願いしたい。	「とりまとめ」(案)の内容を支持する御意見であると理解いたします。 なお、人材の育成に当たっては、事例を用いた討議やグループ演習等の実践的な研修を実施してまいります。	団体
81	企業経営幹部や経営企画部門の管理職等を対象とした知財経営戦略に関する実践的な研修を実施することに賛同いたします。 特に、中小企業に対して、早急に具体的な措置を講じて、「知財人材育成総合戦略」で掲げた「一社一人運動」を推進すべきであると考えます。 全ての中小企業で育成・確保すべき人材とは、外部リソースを有効に活用しうる程度の知財マネジメントについての基本的な知識を備えた者(例えば、二級又は三級知的財産管理技能士のレベル)であり、「一社一人運動」を推進するためには、研修に加え、その成果を検証するために、一定レベル以上に達した者に資格を認定する検定制度を活用することも有効な手段であると考えます。 中小企業の知財人材育成への積極的な取組みを推進すべく、インセンティブ制度(例えば、検定試験の受験料・研修受講料等知財人材育成に係る経費の補助、「一社一人運動」を推進した中小企業への支援策の優先適用等)を併せて導入することが必要不可欠であると考えます。	中小企業の知財意識を高めるための訪問を強化するとともに、ニーズに応じた無料の専門家派遣等を積極的に行うことにより、引き続きインセンティブ強化に取り組んでまいります。 また、「とりまとめ」(案)9ページ「知的財産を扱う人材の育成」に記載のとおり、企業経営幹部等を対象に、事例を用いて討議を行う実践的な研修を実施してまいります。特に、中小企業については、経済団体等と連携し、「出前型」の講座を各地で実施してまいります。 さらに、工業所有権情報・研修館等の、知的財産人材育成推進協議会の参画機関に対して、中小企業向けの知財研修の整備や拡充を積極的に働きかけてまいります。	団体

No.	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方	意見提出者
82	産業・企業の発展に資する産業人材の育成のため、産学労と連携をはかり、技術経営 (MOT) 人材を育成するとともに、国際標準作成の専門家を養成するために、企業や大学の技術者の育成に努める。	標準化活動においては、その活動を担う人材を育成することが重要であり、経済産業省は、国際標準化活動を推進する上で必要な交渉力及びマネジメント力を兼ね備えた次世代の人材育成を目的に、2012年から企業人材向けにヤングプロフェッショナル・ジャパン講座を実施、また、企業・大学等における将来の国際標準化人材を育成すべく、複数の大学における標準化教育導入・実施の支援、大学に経済産業省職員を講師派遣した講座の実施等の措置を講じております。 これらの措置については、継続的な取組みに務めていく予定です。 なお、(一財)日本規格協会や(一財)日本ITU協会においても、国際標準化の専門家育成のための研修やセミナーが実施されています。	団体
<法制的・実務的な整理を早急に進めるもの>			
○営業秘密の保護強化や相談体制の充実			
83	営業秘密の保護強化や相談体制の充実について、具体的な方策の検討に際しては、企業ニーズを反映したものとなるよう、広く産業界と意見交換を行い推進頂くようお願いいたします。	「とりまとめ」(案)の内容を支持する御意見であると理解いたします。 なお、営業秘密の保護強化に関して、産業界と広く意見交換を行いながら、推進してまいります。	団体
84	営業秘密の保護強化に関する取組みについても、「取り組み内容等の具体化を進める」「議論を深める」「体制の構築も検討する」とのみ示されるにとどまっている。各々の取組みに優先順位をつけ、早期に実現すべきものについては結論を出す時期を明示すべきである。	営業秘密の保護強化に関しては、引き続き官民の連携を図りながら、議論を深めていくことにより、実現できる内容については具体化を進めてまいります。	団体
85	営業秘密の保護に向けて、不正競争防止法の適正な運用をはかる。 なお、労使協議における情報開示や労働者の権利が影響を受けることのないよう、事業者に対し営業秘密管理指針の周知・徹底を行う。	御指摘の内容については既に営業秘密管理指針に記載されています。引き続き、その内容について、企業への周知等を行ってまいります。	団体

No.	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方	意見提出者
○画像デザインの保護拡充に向けた関連法整備			
86	意匠制度小委員会において検討をすすめている議題の一つとして、画像デザインの意匠法での保護拡充案があります。画像デザインの意匠法での保護拡充案については、過去数年間検討されていた制度案を、唐突に変更したとの説明が2013年12月になされただけの状況であります。十分な説明も議論もなされたとは認識しておりません。 そもそも画像デザインについては意匠法での保護拡充案は必要ないとの意見が多数あります。また、音楽配信および電子書籍配信等のサービスを行う企業からは、仮に保護が拡充されるとしても適用除外分野とされているゲーム分野等同様に、適用除外すべきとの意見があります。また、現在提案されている案については、意味不可解な点が多々あり、理解も難しく、検討にも支障をきたしているとの意見も提出されています。 そのため、2014年初旬という直前の期限を定め、期限ありきの進め方はすべきではありません。	意匠制度小委員会の報告書にとりまとめたとおり、産業界の御意見を踏まえつつ、検討を進めてまいります。	2団体
87	画像デザインの保護拡充に向けた関連法整備について支持、賛同いたします。	意匠制度小委員会の報告書にとりまとめたとおり、産業界の御意見を踏まえつつ、検討を進めてまいります。	団体
○企業の産業競争力の強化につなげるための職務発明制度の見直し			
88	職務発明制度については、「スケジュールを前倒し」とのことであるが、当初のスケジュールからすれば「2014年度中に結論を得る」となっているところ、結論を得る時期が前倒しされたのか明示すべきである。	「日本再興戦略」(2013年6月14日閣議決定)に記載の「2014年度中に結論を得る」との既定のスケジュールを前倒しし、2014年早期に特許制度小委員会での検討を開始して議論の加速化を図ってまいります。	3団体
89	職務発明制度については、現在特許庁の「職務発明制度に関する調査研究委員会」において、アンケート調査などを踏まえつつ検討が行われている。同制度の見直しは職務発明者の処遇に大きな影響を及ぼすことが予想される。そのため、見直しに当たっては、2004年改正特許法の検証を含め、多面的に慎重かつ丁寧な検討を行っていくことが必要である。	職務発明制度の見直しにあたっては、2014年早期に開催予定の特許制度小委員会において、現行特許法第35条の検証も踏まえ、多面的に慎重かつ丁寧な検討を行うとともに、早期に結論が得られるよう、迅速に進めてまいります。	団体

No.	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方	意見提出者
○出願公開のあり方を含めた特許情報を経由した技術流出への対応の検討			
90	「出願公開のあり方を含めた特許情報を経由した技術流出への対応の検討」(P10)について、特許情報は、先行技術調査、特許無効化の調査だけでなく、技術動向を把握するためにも重要な情報である。出願公開の在り方については、出願公開を抑制することによって産業への悪影響が及ぶことがないよう、慎重な検討を要望する。 グローバルな企業活動を支援する視点から国際的にハーモナイズされたルールの下での非公開制度として検討すべきである。	御指摘のとおり、国際調和の観点も考慮しつつ、技術流出防止の観点、ユーザーニーズを踏まえ検討を行ってまいります。	2団体
○既に公開されている技術文献等の調査に関する支援			
91	中小企業の出願に対する「先行技術調査の支援」について、特定登録調査機関等の活用した施策だけでなく、対象は一般の特許調査会社等の活用も視野に入れ、より充実したものとするべきである。 例えば、「特定登録機関制度」の調査機関に対し、一般の特許調査会社を「一般調査機関」として届出制とし、一般調査機関のサーチレポートを添付すれば、費用を軽減する方策が考えられる。	御指摘のとおり、「とりまとめ」(案)を修正し、中小企業の先行技術調査支援について、「特定登録調査機関の活用」に限らず、幅広く検討していくことを明確化いたしました。	2団体
92	先行調査の負担は「意匠」でも同様である。意匠の先行文献調査についても支援の対象とする必要がある。	御指摘のとおり、「とりまとめ」(案)を修正し、技術に限らず、意匠も検討対象とすることを明確化いたしました。	団体
○我が国における特許等紛争解決の実態把握			
93	「我が国における特許紛争解決の実態把握」(10頁)について支持、賛同いたします。	「とりまとめ」(案)の内容を支持する御意見であると理解いたします。	団体
94	「我が国における特許紛争解決の実態把握」(10頁)は「意匠権」においても同様に対応されなければならない。	御指摘のとおり、意匠権についても併せて調査を行います。	団体

No.	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方	意見提出者
○特許情報と経済の関係を分析する機能の強化			
95	「特許情報と経済の関係を分析する機能の強化」(11頁)について支持、賛同いたします。 ただし、この分野は未開拓の部分が多く、本施策についてまだ具体的にあるいは明確なイメージが今までできていないところであります。特許情報は技術情報の側面が注目されがちですが、権利化・活用・放棄・紛争情報などの動的権利情報と合わせるなどして、経済活動と特許情報の関係を分析し、知的財産政策と経済政策の接点を見出すことの意義が高く興味を持って支持・賛同していきたいと考えます。	「とりまとめ」(案)の内容を支持する御意見であると理解いたします。	団体
96	「特許情報と経済の関係を分析する機能の強化」(11頁)について、知的財産政策と経済政策を融合させることは重要であり、賛成である。しかし、そのための分析対象やエキスパートの要請対象が「特許情報」とされては不十分である。「意匠情報」や「商標情報」も含まなければならない。もしこれらも含めて「特許情報」と記述したのであれば、明確にされたい。	当該箇所における「特許情報」には「意匠情報」や「商標情報」も含むものと考えますので、御指摘のとおり、「特許情報(意匠情報及び商標情報を含む。)」と明確化します。	団体
○草の根のイノベーションを推進するための顕彰・報奨のあり方の検討			
97	「草の根のイノベーションを推進するための顕彰・報奨のあり方の検討」(11頁)について支持、賛同いたします。 なお、企業各社が実施している社内の職務発明規定に代表される多様な報奨・表彰制度についても比較分析・検討を行って頂くことをお願いいたします。	「とりまとめ」(案)の内容を支持する御意見であると理解いたします。 なお、過去及び今年度に調査研究を行っており、比較分析できるよう結果を周知してまいります。	団体
○複数の権利主体が共有する特許権を巡る問題に関する検討			
98	「複数の権利主体が共有する特許権を巡る問題に関する検討」(11頁)自体は賛同する。 しかし、基本的には共同研究時における互いの取り決めに優先するべきで、その慣行は概ね定着している。特許法73条の存在が共同研究の阻害要因となっているとまでは言えない、という2009年当時の調査研究の結果は、現時点においても変化はなく、そのことも踏まえて検討いただきたい。	御指摘のとおり、特許法第73条と共同研究により得られた特許の活用について今後検討してまいります。	団体

No.	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方	意見提出者
○知的財産に関する専門人材の育成			
99	知的財産に関する専門人材の育成について支持し協力していきたいと考えます。 金融機関等の担当者に対して、技術、ビジネス等の実戦知識を即時に注入し「目利き能力を有する人材」を育成するというのは大きな困難が予想されます。製造業の知財人材OBの活用等も視野に入れた施策展開も有用であり、様々な工夫をして対応することが必要であると考えます。	「とりまとめ」(案)の内容を支持する御意見であると理解いたします。 なお、「目利き能力を有する人材」の育成に当たっては、大企業等の知財人材OBとの連携も検討してまいります。	団体
＜国際的な枠組みを活用して実現を図るもの＞			
○我が国の制度・運用、審査結果の発信			
・特許審査ハイウェイ (PPH) の運用改善			
100	特許審査ハイウェイ (PPH) の運用改善について支持、賛同いたします。 特に、PPH関係手続の標準化の推進には賛同し、協力していきたいと考えます。	「とりまとめ」(案)の内容を支持する御意見であると理解いたします。 なお、二国間及び多国間交渉の場を通じて、PPH関係手続の標準化に取り組んでまいります。	団体
・グローバルな国際出願を対象とした審査関連情報の特許庁間での共有及びユーザーへの提供			
101	国際出願を対象とした審査関連情報の特許庁間での共有及びユーザーへの提供について、支持、賛同いたします。 本取組みのシステムに関してはワンポータル・ドシエの公衆向けアクセスの早急な開発や、その開発の先にあるグローバル・ドシエの開発、各国間で共通のインタフェースとなるように開発されること、WIPOの関係システムの開発を含め重複投資や重複開発の回避など従前から期待し発信させていただいているところです。	「とりまとめ」(案)の内容を支持する御意見であると理解いたします。 なお、審査関連情報の特許庁間での共有及びユーザーへの提供については、利便性の高いサービスの早期実現を目指して、ユーザーと緊密に連携を図りながら、取組みを進めてまいります。 また、システム開発に際しては、既存のインフラを最大限活用することに留意して、関係する海外特許庁・機関と協力して進めてまいります。	団体

No.	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方	意見提出者
・新興国への我が国審査手法の浸透			
102	新興国への我が国審査手法の浸透について支持、賛同いたします。 具体的な検討については要望を提出していきたい。	「とりまとめ」(案)の内容を支持する御意見であると理解いたします。 なお、ユーザーニーズを踏まえながら戦略的に、新興国への我が国審査手法の浸透を図ってまいります。	団体
○基盤となる知的財産制度のグローバルな調和			
103	WIPOでの制度調和の流れとFTA・EPAなどの多国間交渉の中で制度調和が進むことが期待されるが、このためには日本がイニシアチブをとって積極的に取り組むべき。 また制度調和を実効あるものとするために、運用も国際調和することが重要で、審査基準の調和、審査官の審査の仕方などの運用調和の努力を同時に進める必要がある。	「とりまとめ」(案)の内容を支持する御意見であると理解いたします。 制度調和に関する課題について、多国間会合等の様々な場において議論をリードしていくよう取り組むとともに、日中韓特許庁で継続している記載要件の事例研究や他庁審査官との特許性判断に関する協議等を通じ、審査の運用調和にも取り組んでまいります。	個人
・特許協力条約(PCT:Patent Cooperation Treaty) の制度改善 (国際段階における調査等の品質改善)			
104	特許協力条約(PCT:Patent Cooperation Treaty) の制度改善 (国際段階における調査等の品質改善) について強く支持、賛同いたします。 日本特許庁によって1次審査(ISR)が発行されたとしても、各国移行後にISRにて引用されなかった文献にて拒絶される案件が多数存在いたします。ISRの品質改善のためには、審査時に追加された文献が、サーチできなかった理由を研究することも重要であると考えます。各国がサーチ情報を共有することにより、それが可能となり、本案は、こうした、国際調査機関や各国での特許審査における調査結果等の差異の縮小が期待され、継続的な取り組みと早期実現を希望いたします。	「とりまとめ」(案)の内容を支持する御意見であると理解いたします。 なお、国際調査報告等の品質改善は重要であり、現在、国際段階と国内段階におけるサーチ・審査結果の相違要因の分析、PCT国際出願を対象とする熟練した審査官との協議を実施しているところです。引き続き品質改善に向けて取り組んでまいります。	団体

No.	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方	意見提出者
・企業が各国で同一の手続きにより出願可能とするための取組み			
105	企業が各国で同一の手続きにより出願可能とするための取組みについて支持、賛同いたします。 特に、特許制度調和については賛同すると共に、協力していきたいと考えます。なお、特許制度調和の推進項目については、産業界の関心が高い優先度を踏まえて対応頂くことを希望します。	「とりまとめ」(案)の内容を支持する御意見であると理解いたします。 なお、特許制度調和に関する課題は、特許庁においても、我が国ユーザーにとって重要な課題であると認識しております。引き続き、我が国ユーザーの声を聞きながら調和すべき項目を選定し、グレースピリオド等といった制度調和の要望が高いものから優先的に取り組んでまいります。	団体
・営業秘密保護に関する日中韓での取組み推進			
106	営業秘密保護に関する日中韓での取組み推進について支持、賛同いたします。 具体的な検討の中で、個別に具体的な要望を提出していきたいと考えております。今後は、中韓以外の新興国、東南アジア諸国等、我が国企業の進出が多い国とも同様の取組みを進めて頂くことを希望します。	「とりまとめ」(案)の内容を支持する御意見であると理解いたします。 なお、産業界等のニーズを踏まえつつ、今後必要に応じて検討いたします。	団体
・諸外国の知的財産制度で生じている課題への対応			
107	新興国における強制実施権の設定については、今後大きな問題となる可能性がある。これらの国々に対し、制度導入への懸念を伝えるとともに、導入後も謙抑的な運用を求めるなどの働きかけを行うことが求められる。	御指摘のとおり、強制実施権の運用面に関する問題は、特許庁でも我が国ユーザーにとって重大な問題となり得ると認識しており、我が国ユーザーにとって適切な知的財産権制度の構築・運用がなされるよう、国内関係機関・先進諸国と連携しつつ、ハイレベルでの対話等を通じて新興国へ働きかけてまいります。	団体
108	医薬品業界ではグローバル化が進んでいることから「国際的な枠組みを活用して実現を図るもの」に記載されている各項目が重要である。各国における審査(特に新興国)や強制実施権等の懸念について、大きなアクションをとるべく取り組んでいただきたい。	我が国企業のグローバルな知的財産権取得を支援するべく、「新興国への我が国審査手法の浸透」に記載されておりますとおり、先進国を中心に実施している短期・長期審査官派遣を、アジア新興国との間でも順次実施するとともに、これまでにアジア新興国の知財庁幹部を多く輩出している知財人材に対する研修事業の強化等を通じて、新興国における我が国審査手法の一層の浸透を図ってまいります。	団体

No.	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方	意見提出者
109	諸外国の知的財産制度で生じている課題への対応について支持、賛同いたします。 本取組みは基本的に新興国に対するものなので、先進諸国とも協調して新興国への働きかけを行っていくべきと考えられます。 「…ハイレベルでの働きかけを含め、新興国への働きかけを強化する。」とありますが、具体的事例として、「例えば」として、中国、インドなどには「特許権の期間延長制度の導入」やインドには「データ保護制度の導入」等についての具体例の記載を入れて頂きたいと考えます。	「とりまとめ」(案)の内容を支持する御意見であると理解いたします。 なお、御指摘のとおり、我が国ユーザーにとって適切な知的財産制度の構築・運用がなされるよう、新興国への働きかけを強化してまいります。	団体
「とりまとめ」に記載の無い事項			
110	中小・ベンチャー企業が使いやすく、かつ中小企業等にやさしい新たな知財保護システムとして、小発明・考案を審査主義のもとで新規性要件に重点を置いて保護する、しかも低廉な費用で権利取得が可能な「新実用新案制度」を創設すべきである。	実用新案制度については、技術の陳腐化が早い分野等において早期に保護を図るため、無審査登録制度を採用してきたところです。 中小企業によるイノベーションは我が国産業界を活性化する上で重要であるところ、今後、中小企業の知的財産を適切に保護するため、低廉な費用や簡易な手続などを含め、知財保護の制度の在り方を総合的に検討してまいります。	団体
111	早期審査の対象になった商標出願について早急な情報公開を希望する。 早期審査の対象になった商標出願は公開後すぐに審査に入るため、いち早く刊行物等提出書を提出できるようにしたい。	現在、公開商標公報の発行につきましては、早期審査の申出の有無にかかわらず、出願があったときは、法令の定めにより速やかに発行準備に入り、所定の方式審査の後、オンライン出願であれば出願日から3～4週間で発行しております。 今後も、公報発行の早期化について努めてまいります。	団体
112	再生医療等長期間事業化に時間を要する企業は、事業化が可能になるまで営業収入が僅かであるのに資本金だけが膨れてしまい、中小企業保護の適用が受けられない状態にあります。先端ベンチャーの企業構造の特性を配慮していただき、従来の中小企業の概念を広げていただきたいと存じます。	多くの中小企業支援における中小企業への該当判断は、中小企業基本法第2条に基づいており、同条では資本金が基準額を越えていても、従業員数が基準人数(例:製造業他:300人以下)を満たしていれば、中小企業に該当するとされております。当庁の中小企業支援においても同様ですので、資本金額を問わず、従業員基準を満たしていれば、外国出願補助金等の中小企業支援を受けることができます。	団体

No.	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方	意見提出者
113	全国の中小企業の知財制度利用の負担を軽減し制度の利便性を高めるため、例えば大阪や名古屋等にも、審査機能を有するサテライト・オフィスを設置していただきたい。	一部のユーザーの方々から、審査官に対する技術内容の説明等のために、地方から東京の特許庁に出向くコストを軽減してほしいとのを受けております。 このため、2015年度からインターネットを使って審査官と話ができる「テレビ面接審査」といった取り組みを開始したところであり、今後も充実に努めてまいります。 こうした施策の普及状況を見極めた上で、我が国でも特許庁のサテライトオフィスが必要か否かといった点についても検討してまいります。	団体
114	日本の国家としての産業競争力を左右する重要技術について日本企業が国内外で取得した特許権の活用を国家が支援することで日本の産業防衛を推進する「パテントポリス機能」を実現することが必要です。 すなわち、侵害品や侵害と疑われるサービスの技術分析を行なう機材と専門家をそろえ、分析結果を各国の裁判において証拠採用可能な客観性と証明力を有する手法と体制で分析する「知財侵害分析センタ」を、国家機関として設立するという施策を実行することが必要と考えます。	特許権等の有効活用のための施策については、関係機関とも連携して検討を深めてまいります。 また、中小企業にとって海外での侵害対策は費用負担が大きいと、侵害調査から行政機関による摘発までの費用を助成する補助事業を実施してまいります。さらに、冒認商標対策として、外国での出願費用を助成する補助事業も引き続き実施してまいります。	個人

No.	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方	意見 提出者
115	「日本版バイドール規定」に関し、下記事項を追加すべき。 第1章 知的財産権を取り巻く現状について 2. 知的財産制度を巡る環境変化 ー 産業競争力の一層の強化 企業の産業競争力を強化すべく制定された日本版バイドール規定(産業技術力強化法第19条)は、立法当時は制定趣旨を全うし、官公庁からの委託研究開発およびソフトウェア請負開発に係る知財権はベンダーに帰属していた。 しかし、近時では、一般競争入札によるベンダーロックインを回避するとの事情で、受注企業は契約の度に官公庁から知財権の譲渡を求められる事例が増加傾向にある。また、納入品と同一のものを保有するも許されていないため、技術の蓄積や運用、技術革新が不可能な状態となっている。さらに知財権のベンダー帰属の条件として、過度な報告義務を課すケースもみられる。 イノベーション促進に資する環境整備等(オープン・クローズ戦略の徹底含む) ー 日本版バイドール規定の更なる浸透と定着の支援 国・官公庁の発注なしに成り立たない委託研究・ソフトウェア請負事業は多々あり、その中で生じる知的財産権を国・官公庁への譲渡を求められる傾向にあるのは、日本版バイドール規定の制定趣旨が没却していると言わざるを得ない。知的財産は熾烈な国際競争を勝ち抜くための重要な経営資源であるため、我が国の企業の国際競争力の向上に寄与するよう、同規定の制定趣旨は全うされるべきである。 産業競争力強化に資する日本版バイドール規定の運営 日本版バイドール規定は、「その特許権等を受託者又は請負者から譲り受けないことができる」と規定するが、この法令の運用において、受託者・請負者へ帰属させることを原則とすべく、政府が出す各種契約標準例の見直し及び知的財産報告義務の緩和を求める。	産業技術力強化法第19条に規定されているいわゆる日本版バイドール規定は、国の資金による委託研究開発及びソフトウェアの請負開発から派生した特許権等を民間企業等に帰属させることを可能にする旨を定めたものであります。 経済産業省においては、国の資金による研究開発成果の普及を促進するという目的に沿った運用を行っております。 ソフトウェアの請負開発に関しましては、平成19年8月に、ソフトウェアについての日本版バイドール規定に係る運用ガイドラインを策定し、国等におけるソフトウェアの自由な利活用と秘密の保持を確保した上で、特段の支障が無い限り特許権等を事業者に帰属させることが望ましいとの考えを示しております。 今後も、上記目的に沿うよう本規定を適切に運用することに努めてまいります。	団体
116	「とりまとめ」(案)が指摘する知財を取り巻く現状についての認識を共有する。弁護士が、付託された責任と社会的使命に基づき、地域、中小企業及び国際展開する企業などが知的財産に関し有するあらゆるリーガルニーズに適切かつ迅速に対応することにより、知的財産法が保障する権利・利益が保護され、同法分野における社会的正義が確立され、知的財産がより一層活用されることとなるよう、弁護士も努力する。	「とりまとめ」(案)の内容を支持する御意見であると理解いたします。	団体

No.	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方	意見 提出者
117	知的財産法実務に精通した裁判官を知的財産高等裁判所や東京地方裁判所等の知的財産専門部等の裁判所に適切に配置することが必要であり、さらに、今日においては、知的財産高等裁判所や東京地方裁判所等での勤務経験のある裁判官も多く輩出されていることに鑑みれば、知財司法アクセスの拡充の見地から、各地の高等裁判所所在地に存する地方裁判所も管轄権を有するように専属管轄の緩和も検討されるべきである。	知財司法アクセスと専門的な審理の充実・迅速化のバランスは重要であり、関係当局にもいただいた御意見を共有いたします。	団体
118	政府が裁判所に対して、より積極的に知的財産分野における国際的プレゼンスを高め、かつ国内外の知的財産司法ユーザーにとって利用しやすい制度にしていくことを働きかけ、また、かかる裁判所の活動を支援するために十分な予算的措置等を講ずるべきである。	ご意見については、関係省庁とも共有するとともに、特許庁としてどのような対応が可能か検討してまいります。	団体